

○令和5年度石岡市LED防犯灯設置補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第299号

(目的)

第1条 この告示は、環境負荷の低減、省エネルギー化及び消費電力等の削減並びに市民生活の安全を図るためにLED防犯灯を設置（取替えを含む。）する自治会、町内会等（以下「自治会等」という。）に対し、予算の範囲内においてLED防犯灯設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、自治会等が設置し、及び維持管理する、公衆の用に供する道路を照明するための電灯をいう。
- (2) LED防犯灯 発光ダイオードを光源とする防犯灯をいう。
- (3) 従来型防犯灯 LED防犯灯以外の防犯灯をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この補助金の補助対象経費、補助額及び補助限度額は、次表のとおりとし、同一年度内において、一自治会等が補助金を受けることができる灯数は、10灯までとする。この場合において、補助額は、算出された額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助額	補助限度額
既存の電柱類にLED防犯灯を新設する経費	左欄補助対象経費の2分の1以内	1灯につき15,000円
従来型防犯灯からLED防犯灯への取替え経費	左欄補助対象経費の2分の1以内	1灯につき10,000円
既存のLED防犯灯の取替え経費	左欄補助対象経費の2分の1以内	1灯につき10,000円
新たに防犯灯用の柱を建ててLED防犯灯を新設する経費	左欄補助対象経費の2分の1以内	1灯につき30,000円
既存の防犯灯用の柱の取替え及	左欄補助対象経費の2分の1以	1灯につき20,000円

び従来型防犯灯からLED防犯灯への取替え経費	内	
既存の防犯灯用の柱の取替え及び既存のLED防犯灯の取替え経費	左欄補助対象経費の2分の1以内	1灯につき20,000円

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、LED防犯灯設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に対し申請しなければならない。

- (1) 位置図(電柱番号記入)
- (2) 施工業者の見積書(原本)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (4) その他市長が必要と認めること

(交付の決定の通知等)

第7条 市長は、補助金の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに附した条件をLED防犯灯設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、自治会等に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、速やかに、その旨を自治会等に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 自治会等は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容について次に掲げ

る変更理由が生じたときは、LED防犯灯設置補助金事業変更申請書（様式第3号）に変更した内容その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の額に変更が生じるとき。

(2) 補助内容に変更が生じるとき。

- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときはLED防犯灯設置補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により自治会等に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助金の交付の決定を受けた自治会等は、諸般の事情によりLED防犯灯の設置に至らなかったときは、LED防犯灯設置補助金交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた自治会等は、当該補助金の交付決定通知を受けた後、速やかに、LED防犯灯の設置を行い、補助事業が完了したときは、LED防犯灯設置補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 施工前及び施工後の写真

(2) 施工業者の領収書の写し

（検査）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた後、必要に応じて現地検査を行う。

（補助金額の額の確定等）

第12条 市長は、第10条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、LED防犯灯設置補助金確定通知書（様式第7号）により、自治会等に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助事業に是正の見込みがなく、補助金を交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を自治会等に連絡するものとする。

（補助金の交付）

第13条 自治会等は、補助金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けたときは、LED防犯灯設置補助金交付請求書（様式第8号）を、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

（決定の取り消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- （3） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4） 市長が特に必要あると認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第7条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。この場合において、第7条第1項中「補助金交付決定通知書」とあるのは、「補助金取消決定通知書」と読み替えるものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の補助金の交付の決定の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、LED防犯灯設置補助金返納・返還命令通知書（様式第9号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（令和4年度石岡市LED防犯灯設置補助金交付要綱の廃止）

2 令和4年度石岡市LED防犯灯設置補助金交付要綱（令和4年石岡市告示第277号）は、廃止する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

自治会等の名称

代表者住所

役職 氏名

電話番号 ()

LED防犯灯設置補助金交付申請書

令和 5 年度石岡市 LED 防犯灯設置補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて防犯灯設置補助金の交付を申請します。

なお、既存の防犯灯については、当地区で修繕や電気料支払い等管理を行っていることを確認しています。

記

1 設置場所 石岡市

2 工事内容

- | | |
|---|---|
| (1) 既存の電柱類に LED 防犯灯を新設 | 灯 |
| (2) 従来型防犯灯から LED 防犯灯への取替え | 灯 |
| (3) 既存の LED 防犯灯の取替え | 灯 |
| (4) 新たに防犯灯用の柱を建てて LED 防犯灯を新設 | 灯 |
| (5) 既存の防犯灯用の柱の取替え及び従来型防犯灯から
LED 防犯灯への取替え | 灯 |
| (6) 既存の防犯灯用の柱の取替え及び LED 防犯灯の取替え | 灯 |

3 添付書類

- (1) 位置図(電柱番号記入)
- (2) 施工業者の見積書(原本)
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

LED防犯灯設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯灯設置補助金の交付については、令和5年度石岡市LED防犯灯設置補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の区分 交付 ・ 不交付

2 補助金交付決定額 灯 円

3 交付条件

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業の内容を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (4) その他市長が必要と認めること。

4 不交付理由

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

自治会等の名称

代表者住所

役職 氏名

電話番号 ()

LED防犯灯設置補助金事業変更申請書

年 月 日付けで交付決定のあったLED防犯灯設置補助金について、補助事業を次のとおり変更したいので、令和5年度石岡市LED防犯灯設置補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

- 1 交付決定額 金 円(うち概算交付済額 金 円)
- 2 変更後の補助金の申請額 金 円
- 3 計画変更の理由
- 4 添付書類
 - (1) 位置図(電柱番号記入)
 - (2) 施行業者の見積書(原本)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

LED防犯灯設置補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、令和5年度石岡市LED防犯灯設置補助金交付要綱第8条の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 既交付決定額 灯 円
(年 月 日通知 第 号)
- 2 変更交付決定額 灯 円
- 3 交付条件
 - (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業の内容を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
 - (4) その他市長が必要と認めること。

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

自治会等の名称

代表者住所

役職 氏名

電話番号 ()

LED防犯灯設置補助金交付申請取下書

年 月 日 第 号付で交付決定を受けました補助金については、
諸般の事情により整備に至らなかったため、令和5年度石岡市LED防犯灯設置補助金交
付要綱第9条第1項の規定により、申請を取り下げます。

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

自治会等の名称

代表者住所

役職 氏名

電話番号 ()

LED防犯灯設置補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった補助金の事業について、下記のとおり実施したので、令和5年度石岡市LED防犯灯設置補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | | | |
|-----------------|---|------|---|
| 1 補助事業の実績 | 灯 | 支払金額 | 円 |
| | | 補助金額 | 円 |
| 2 工事完了年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 添付書類 | | | |
| (1) 施工前及び施工後の写真 | | | |
| (2) 施工業者の領収書の写し | | | |

様式第7号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

LED防犯灯設置補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったLED防犯灯設置補助金について、補助金実績報告書の審査結果に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので、令和5年度石岡市LED防犯灯設置補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 灯 円

2 交付確定額 灯 円

3 交付予定日 年 月 日

年 月 日

石岡市長 宛

自治会等の名称

代表者住所

役職 氏名

LED防犯灯設置補助金交付請求書

年 月 日付けで交付確定通知のあった令和5年度石岡市LED防犯灯設置補助金について、石岡市補助金交付規則第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 請求額の内容

補助金の名称	令和5年度石岡市LED防犯灯設置補助金
交付決定通知	年 月 日付け通知(第 号)
補助金交付決定額	円
確定通知	年 月 日付け通知(第 号)
補助金確定通知額	円
振込口座	銀行/信金/信組/農協
	店
	当座・普通 口座番号
フリガナ	
振込名義	

様式第9号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

LED防犯灯設置補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで交付決定及び確定通知した補助金について、次のとおり返納・返還するよう通知します。

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。
- 4 補助金の内容

補助金の名称	令和5年度石岡市LED防犯灯設置補助金
交付決定通知	年 月 日付け通知(第 号)
補助金交付決定額	円
確定通知	年 月 日付け通知(第 号)
補助金確定通知額	円
補助金の既交付額	円(年 月 日交付)
返納・返還事由	

- (1) 交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は、それぞれ石岡市補助金交付規則第10条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第19条第1項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は、取消し後又は変更後のものを記入すること。
- (2) 石岡市補助金交付規則第19条第1項の規定による決定の取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までに応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので、速やかに返還すること。
- (3) 補助金の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので、速やかに返納又は返還すること。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 10 条関係)

様式第 7 号 (第 12 条関係)

様式第 8 号 (第 13 条関係)

様式第 9 号 (第 14 条関係)